

旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地の 土壌汚染対策の工期延長について

市民環境部

内箕輪地区の旧東芝コンポーネンツ（株）君津工場跡地について、県は土壌汚染対策法第7条第1項の規定に基づき、平成29年12月15日付けで要措置区域等の指定を行い、土地所有者である（株）東芝が、現在、当該地の汚染除去対策工事を進めている。

当初の計画工期は令和元年6月までであったが、この度、工期が3か月間延長されることとなった。

1 工 期

変更前：平成30年6月～令和元年6月（13か月）

変更後：平成30年6月～令和元年9月（16か月）

2 理 由

汚染除去対策工事のうち、汚染された地下水を汲み上げる井戸について、より効果的な位置に設置するための協議に時間を要したことから、当該井戸工事の着手に遅れが生じたため。

3 工事の進捗状況及び今後の予定

平成31年4月末現在

	平成30年							平成31年				令和元年				
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月
建屋解体工事	●	→														
地下水汚染対策工事	●													●	---	---
土壌汚染対策工事						●	→									
埋設廃棄物除去工事						●	→									

●→ : 当初予定

●--- : 変更後

4 位置図及び平面図

位置図



出典：国土地理院ウェブサイト (<https://maps.gsi.go.jp>) を加工

平面図

